

現場代理人の常駐義務緩和に関する運用について（改正）

現場代理人の兼任が可能となる条件を緩和します。

- 以下の条件を全て満たす場合は、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任が可能となります。
 - 1 専任の主任技術者等を要する請負代金額の下限を下回る金額で請け負った工事であること。ただし、密接な関係のある工事については、請負金額の制限は設けない。
 - 2 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - 3 兼任する工事の件数が3件以内であること。
 - 4 兼任する工事の現場が同一市町村内もしくは移動距離が10km程度以内であること。
 - 5 兼任する工事が全て県発注工事であること。
 - 6 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - 7 工事打合簿等により監督員の承諾を得ること。

- 適用日
 - ・ 令和7年2月1日以降に適用する。

- 専任の主任技術者を要する金額
 - 専任の主任技術者等を要する請負代金額の下限は個別公告により明示しています。

- その他留意事項
 - ・ 上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。

問い合わせ先

県土整備部 県土整備政策局

技術調査課 企画調査班 073-441-3085